

令和8年度 下妻市電気自動車等充電設備導入支援補助金申請の手引き

申請受付期間：令和8年4月1日（水）～令和8年11月30日（月）
（先着順で予算が無くなり次第終了します。）

対象となる工事

補助対象

自ら居住する下妻市内の住宅に電気自動車等充電設備（V2H 充電システム）を導入する事業

ほかの条件

- ①未着工であること
 - ②国C E V補助金において、令和7年度または令和8年度に補助対象とされているV2H充電システムであること
 - ③電気自動車等（EV 車、PHEV 車）と住宅用太陽光発電設備が設置された住宅との間で電力の充電を行う設備であること
 - ④令和9年3月15日までに工事等手続きを完了すること
 - ⑤申請世帯員に市税等の滞納がないこと
- など、要件があります。別紙を参照してください。

平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に、環境課窓口
直接補助金交付申請書を提出してください。（郵送不可）
※土日・祝日は受付出来ません。

申請書 添付書類

- (1) 補助対象設備の設置に係る経費の（V2H機器、工事費）内訳が分かる書類の写し（工事請負契約書、売買契約書又は見積書等）
- (2) V2H機器の製造会社名、機種名及び型式が確認できる書類（商品カタログのコピーなど）
- (3) V2H機器の設置場所の案内図及び設備の配置図
- (4) V2H機器と電気自動車、太陽光発電設備及び分電盤等との電気系統図（単線結線図など）
- (5) 現況写真（カラー）
- (6) 承諾書（住宅を借りていたり、共有者がいる場合）
- (7) 委任状（販売店や代理店が代理で申請書を提出する場合）
- (8) その他市長が必要と認める書類

実績報告書 添付書類

- (1) 補助事業に係る領収書の写し
- (2) V2H 機器の保証書の写し（納品書、出荷証明書、施工完了報告書でも可）
- (3) V2H 機器の設置状況を撮影したカラー写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

交付請求書 添付書類

- (1) 通帳またはキャッシュカードの写し

補助金交付申請書提出

（書類審査）
（着工前確認）

交付決定通知

工事着工

工事完了

実績報告書提出

（完成検査）

交付額確定通知

補助金交付請求書提出

補助金交付（口座振込）

【問い合わせ先】 下妻市役所 環境課 環境政策係

電話 0296-43-8234（直通）

二 下妻市電気自動車等充電設備導入支援補助金の留意事項 二

1. 補助対象設備

- (1) 電気自動車等に搭載された蓄電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもち、電気自動車等と太陽光発電設備（発電出力1kw以上10kw未満のものに限る。※太陽光パネルの出力ではなくパワコンでの出力）が設置された建物との間で電力の充電電を行う設備。
- (2) 国がクリーンエネルギー自動車の導入促進を目的に交付する（CEV）補助事業において前年度または当該年度に補助対象のV2H充電システム。国の委託事業者：（一社）次世代自動車振興センター
- (3) 未使用のもの。
- (4) リース契約による設備整備でないもの。

2. 補助対象者

- (1) 市内に住所を有すること（実績報告書の提出までに住民登録をする場合を含む）
- (2) 自ら居住、居住を予定している注文住宅に補助対象設備を設置すること又は住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得すること。
- (3) 本人及び本人と同一世帯に属する者が市税等を滞納していないこと。
- (4) 申請書の提出時に補助対象設備の設置工事を開始していないこと又は補助対象設備付き住宅の引渡しを受けていないこと。
- (5) 補助金の交付の申請する日の属する年度の3月15日までに補助対象設備の設置が完了し、又は補助対象設備付き住宅を取得し、実績報告書を提出できる方であること。
- (6) 補助対象事業を実施する者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の間で同意が取れていること。
- (7) 当該補助対象住宅において、市から同様の補助金の交付を受けていないこと。

3. 申請

- (1) 補助対象設備の設置工事的着手前（補助対象設備付き住宅を購入する場合は引渡し前）に、交付申請書及び添付書類を市環境課の窓口へ提出してください。（郵送不可、代理人可）
- (2) 令和8年4月1日から先着順で随時受付を開始し、予算額に達した時点で受付を終了します。
- (3) 添付するカラー写真は、設置工事着工前であることが確認できるように、補助対象設備の設置予定箇所及び全景が見える写真を添付してください。補助対象設備付き住宅を購入する場合はシステムを設置する予定箇所の写真。（普通紙に印刷したもので可）
- (4) 対象住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、補助対象設備の設置の承諾を受けている書類（様式は任意）が必要です。
- (5) 申請者が交付申請等の手続きを設置業者に依頼する場合は委任状（様式は任意）が必要です。

4. 設置工事

- (1) V2H充電システムに係る工事は、補助金交付決定通知を受けてから行ってください。
- (2) 変更や中止する場合は、速やかに計画変更承認申請書（様式第4号）又は中止承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けてください。

5. 実績報告

- (1) 工事等が完了したら、実績報告書（様式第8号）を提出してください。（期限：完了後30日以内、または令和9年3月15日のいずれか早い日）（郵送可）
- (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真は、製造番号ラベルが識別できる写真及び全景が見える写真を添付してください。（普通紙に印刷したもので可）
- (3) 申請時に補助対象設備を設置する住宅に住民票がなかった場合には、実績報告書提出時まで申請住所に入居して住民票を置いてください。

6. 完成検査・補助金の確定

実績報告書が提出されたら完成検査を行います。内容が適正なら補助金交付額確定通知書（様式第9号）を送付します。

7. 補助金請求書の提出・口座への振込み

補助金交付請求書（様式第10号）によって補助金の交付を請求してください。（請求者の押印が必須）
振込口座通帳又はキャッシュカードのコピーは、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が確認できるようにコピーしてください。口座名義人・請求者は必ず補助金の交付決定者と同一である必要があります。

請求書提出後、3～4週間で指定の口座に補助金が振り込まれます。

8. 補助事業完了後の注意事項

- (1) 財産の適正管理と処分制限
設置した機器等は、その法定耐用年数（V2H機器は5年）の期間、適切な管理を行う必要があります。法定耐用年数の期間内に設置した機器等の処分を行う場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。この場合、補助金を返還していただくこともあります。
- (2) 関係書類の保管
この補助事業に係る書類については、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

9. 脱炭素社会の実現に向けた協力

災害時等に可能な範囲でV2H充給電システムの利用や、地球温暖化防止等に関するアンケート調査及び体験談の寄稿等の協力を求めることがあります。

10. その他

国のCEV補助金との併給は差し支えありません。